資料２

中央教育審議会総会、生涯学習分科会及び特別部会（第１～19 回）

における主な意見（下線部は特別部会第 19 回における意見）

（社会教育全体、地域コミュニティにおける社会教育について）

生涯学習分科会

〇諮問の背景として、第４期教育振興基本計画に新たな教育の役割と社会教育の定義が示されたことが大きい。現行法で学校教育以外の組織的な教育活動と定義されている社会教育は、「学び」を通した人々の関わりやつながり、地域コミュニティの人的基盤を作るものとされている。臨時教育審議会の最終答申では、いわゆる学歴社会から学習社会への転換が示されたが、生涯学習の推進は個人の問題とされた。今般、新たな社会の在り方を考える上で、個人のウェルビーイングは生涯学習で考え、それを保障する社会・環境のウェルビーイングを社会教育が担い、互いに高め合う好循環が作られるという構造の中で、社会教育が捉え直された。社会教育人材部会では、社会教育の担い手として、社会教育主事や社会教育士を社会に実装・展開していく新たな方向性が示された。

〇超少子化社会や地域コミュニティの希薄化等の社会課題は、20 年前から文科省の様々な報告書に記載され、国民の危機意識もある。社会教育主事や社会教育士が、社会教育の観点から行政の縦割り機構の横串を通していく上で、目詰まりは何か検討が必要。また、社会教育という概念が国民や自治体職員に十分浸透していない。これらの課題を顕在化させ、目詰まりをどう取り除くか議論することが、必要な施策や提言につながる。

〇社会教育は、地域コミュニティにおけるセーフティネットとして、災害等の課題に即応できる仕組みづくりを可能とするノンフォーマルな学びであり、学びの場や機会の提供が重要。旧来の社会教育施設のみならず、例えば空き家等を活用し、地域の多様なニーズに即応できるプログラムを考え、まちづくりに貢献する活動の普及のための工夫を検討したい。

〇近年、地域貢献に意欲的な人が増えているが、子供がボランティア活動をする際に教員の引率が必要となれば、休暇中の活動は困難。社会教育士等が、子供の引率など教員に替わる活動も担い、子供や若者が地域のまちづくりに貢献できる仕組みづくりを議論すべき。

〇社会教育の振興には、学びたくなる空間・魅力的な場、デジタルの駆使による時間の融通、社会教育人材のコーディネート力による人々のつながり、社会教育人材の学校への配置を通じた社会教育と学校・地域コミュニティとの連携が重要。若い世代が基盤となり、学ぶ喜びを共有する地域コミュニティを育んでいく視点が重要。

〇社会教育が、関係部局の計画を踏まえた防災やまちづくりにも広がり、社会で学ぶ意識や、社会全体で子供を育て、自分も成長するという意識が高まっている。地域で学ぶことで社会貢献意識も高まり、広義の社会教育が展開されることに期待。

〇地域コミュニティの基盤を支える社会教育は、その実践と研究の本道であり、幅広いテーマの中でも人口問題が１つのポイント。Ｉターンや Ｕターンの条件には、自分がやりたいことを共に考えてくれる住民の存在がある。また、地域の基盤を支える人口の減少防ぐに

は、地域の経済循環を学ぶことで、高校生に地域の可能性に気づいてもらうことが重要。
〇第４期教育振興基本計画の柱の１つとして日本社会に根差したウェルビーイングの実現が掲げられているが、社会教育の現場の受け止めには温度差があり、それぞれの地域の価値観を考えることができる場が求められている。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第１回】
〇社会教育においては担い手論が不十分だった。今回の諮問では、担い手論から社会教育の在り方を見直していく方向性も示されており、新しい社会教育の姿の模索を期待。
〇目標達成からプロセス重視の社会へと変化する中、人が幸せを感じるのはプライドや当事者性、自己有用感が尊重されながら生活をプロセスとして持続していくことであり、これを行政的に支えることが求められている。社会教育は自治の基盤を耕し形成する営みであり、一人一人が主役として活躍できる社会の基盤を整備するといった観点での議論を期待。
〇地域振興は、地域で暮らすために地域課題を解決し、世代を紡ぐことである。その実現方法の一つが社会教育であり、継続性・発展性、人に焦点を当てた振興策であることが有用。
〇地域づくりとは、人口減少下においても地域でウェルビーイングを追求する枠組であり、その実践は、人材創生、コミュニティ創生、しごと創生の一体的・内発的発展である。公民館活動が活発な地域と地域運営組織（RMO）が活発な地域は相関しており、人材創生はコミュニティ創生につながっている。しごと創生といかに結びつけるかが重要。
〇公正で民主的な社会とは、ハード・ソフトの資源を相互に分配し合うことで、誰もがありのままの自分を認め、他者や社会に対し基本的信頼を持ち、自分も社会の中で何かができる、希望を持っていいと思える、温かでウェルビーイングを保障する社会である。社会教育は、こうした公正で民主的な社会の基盤となる重要なものである。
〇地域が自発的に環境改善や人づくりに向かうには、担い手不足が課題。社会教育活動・人材は地域コミュニティの補強に期待でき、首長部局と教育委員会の垣根を越えた人づくりや活動づくりができるとよい。
〇社会教育の枠組や実態は自治体ごとに大きく異なることを前提に、その方向性を模索する必要がある。社会教育主事や社会教育行政の制度を維持する自治体を応援しつつ、社会教育士の枠組のように、社会教育的なものを人がつなぐモデルも重要。
〇学校教育を良くするためにも、地域の基盤を支える社会教育は重要。
〇社会教育の定義は多様であり、行政内部での位置付けが分かりにくい。民間同士での具体的な人材の活動イメージや地域課題の把握も困難。
〇地域課題の解決に資するような新たな社会教育、公民館の事業が展開できないか。

【第２回】
〇ウェルビーイング社会の実現には、個人を尊重しつつ他者や社会のために何ができるか考えることや、他者に対する寛容な視点を持つことが重要。社会教育は「場のウェルビーイング」に向かい、共有意識や信頼関係を醸成し、人々をつなぐ役割を持つ。社会教育によ

り、教育現場を含め、様々な形で地域のウェルビーイングが充実する。
〇人々の満足度や幸福度は、コミュニティに参加し活動することで向上すると考えられ、そこには社会教育的な考え方や運用が不可欠。公民館は地域住民が自ら決定・実践する地域自治の実践の場として有効。社会教育をコミュニティ政策の基礎に位置付ける視点も重要。
〇多様性を考える上で、マイノリティだけでなく、今後増えていくと予想される単身世帯も含めて「場」を開き、ウェルビーイングにつなげる必要がある。人権教育だけではなく、地域の個々人の暮らしぶりを互いに共有し、相互理解を深めることが課題設定の第一歩。
〇地域コミュニティの基盤としての人々の存在や関わり合いをどう捉えるかという論点から、社会をどう捉えるのかにつながる議論を通じて、新しい社会教育の在り方が見える。
〇人々のつながりが希薄化する現代において、人は人との関係の中で生きていかざるを得ないという原点に立ち返る必要がある。目の前の、あるいは自分と似た他者だけでなく、少し距離のある他者の存在にも思いを馳せ、自らの人生にどう取り込んでいくかという感性を育むことは、ウェルビーイングの根幹にある。防災や地域福祉をはじめ、多様な他者が互いに支え合いながら形成してきた地域社会は、それらの実践の場である。
〇社会教育はサービスとして消費されるものではなく、多様な価値観の中で将来に向けてお互いに信じて任せられる関係性を作り出すこと、そのような人々を育成することと関わる。
〇多様性に富んだ地域では、様々な立場の他者の考え方に耳を傾け、相手の心をケアする精神を育てることが重要であり、社会教育の中に対話の場を増やしていくアプローチが必要。
〇地域のウェルビーイングを実現するためには、多様な全ての人々が活躍できるような地域づくりが重要であり、社会教育を通じた対話と想像力を働かせることが必要。
〇生涯学び続け成長する自分を追求すること、それを支える地域や学びの場が保障されていることがウェルビーイングに不可欠。住民の多様なニーズに応え、学びたいことが身の回りに沢山ある環境を整えることは自治体の役割である。その際、誰一人取り残さないという観点では、障害者、外国人に加え、居住地や環境による不利をいかに克服するかも重要。
〇公正で民主的な社会の形成には、行政のボトムアップ（経済的、物的な基盤整備に加え公正の価値を普及するソフトな基盤整備）と再分配が必要。人権の尊重を行政が下支えする意味で、社会教育行政を振興すべき。
〇地域コミュニティ政策における合意形成では、対話を通して納得を引き出すことが重要であり、社会教育の考え方が有効。社会教育と地域コミュニティ政策の境界は曖昧であり、両者を広く捉える考え方が必要。
〇社会教育施設が首長部局所管のコミュニティセンター化する流れがあるが、社会教育の観点が地域コミュニティ政策から失われると、人づくりの側面で弊害が現れる。多様な人が学び続けながら、その成果を地域に還元する方策について検討することも必要。
〇子供に関わることへの地域住民の興味・関心や協力意識は高い。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、大人の学び場や地域の対話の場として機能させることは、社会教育の推進方策として有用であり、地域コミュニティの基盤強化にもつながる。
〇地域主体のまちづくりを推進する一方、都市部でも地域コミュニティの衰退は顕著。地域防災、子どもの居場所、障害者・外国人との共生等、多くの地域課題を解決し、多様性と

共生社会を実現することが必要。社会教育やその施設は、人々が互いに「学びあう」「対話する」「つながる」場面で水平の関係性を持ち、学校、地域、コミュニティ、ひいては社会と繋がらない、繋がりにくい人と関係を繋ぐ大きな可能性を持っている。

【第３回】

〇地域づくり、社会教育においては、早急な課題解決を目指すのではなく、課題解決に至るまでの試行錯誤の時間を投資と捉え、住民が主体的に参画するプロセスを重視すべき。

〇地域づくりには、公民館等の物的な場所も含め、多世代の地域住民、移住者、関係人口等の多様な主体が地域内で混ざりあう場が必要。

〇地域づくりを行政サービスとして提供することで、住民が受け手となり、地域や生活に対する主体性を失っていく例もある。住民の生きる意欲や地域への誇りは、人々の関わりやつながりの中で育まれるものであり、そうした関係の土壌を耕しておくのが社会教育。

〇行政としての地域づくりへの取り組み方は、首長の方針による部分も大きく、まずは首長が社会教育人材を活用した地域づくりに向かうための仕掛けづくりとともに、首長部局の担当部局が社会教育人材と連携して地域づくりを進める仕組みの構築が重要。

〇自ら地域づくりの計画を決定する首長と、首長による決定を望む住民との間では対話が生じない場合も多いが、住民の納得が得られる地域づくりに向けた対話の機会を設けるよう、首長が意識を変えていくことも必要。

〇自発的な地域づくりの仕掛け作りが生じるような空気感の醸成が、首長に求められる。

〇自治体の社会教育担当部局は、本部会で議論する地域づくり、ウェルビーイング、共生社会等の大きな理念とは異なる社会教育観の下、事業を運営している。社会教育の具体的な役割について、自治体に即した表現で言語化する必要がある。

〇地域づくりや共生社会、ウェルビーイングの実現は社会教育行政固有の目標ではないため、社会教育の「学び」にこそできることを意識した仕掛け作りを考えていく必要がある。

〇各地域の地域活動について情報共有ができるプラットフォームづくりが必要。

【第４回】

〇地域コミュニティに資する社会教育を目指す中で、学習やその支援が手段として位置付けられることをどう考えるべきか。

【第５回】

〇社会教育は地域コミュニティに「楽しさ」をもたらし、様々な地域コミュニティ政策を地域に定着させることにも寄与する。

〇社会教育人材の地域づくりにおける有用性が首長部局に理解されるよう、まず教育委員会において、学校と地域の連携や子供に対する支援等に積極的に活用していくことも重要。

〇社会教育には、学びたいことを安心して自由に学べる土台があった上で、つながりづくりやウェルビーイングの実現、社会課題の解決につながっていくという考えも必要。

〇文化・スポーツに関する事務を首長部局に移管した自治体において、首長部局側が社会教

育的な要素をどのように捉えるのかという視点も重要。
〇地域コミュニティづくりに携わる者に対し、社会教育の魅力や概念を積極的に発信すべき。

【第６回】
〇現在議論している社会教育の概念は、首長部局で取り組んでいるまちづくり等の施策と近しい印象。議論が矮小化しないよう、現代の地域で起きていることをもとに考えるべき。

【第 17 回】
〇地域コミュニティの「機能低下」「当事者意識の低下」「家庭の教育機能の低下」という表現は、過去の地域コミュニティが必ずしも肯定的なものではなかったことや、現代における人権意識の向上、多様性や共働き家庭への配慮といった観点も踏まえ再検討すべき。
〇事業の実践の場で教育委員会と首長部局が一緒に取り組む機会を作れるとよい。
〇人づくり、つながりづくり、地域づくりの観点から、社会教育と学校教育が密接になっている。探究も含め、地域学校協働活動推進員が社会教育士を取得しやすい仕組みを教育委員会が作るような文言も入れるとよい。
〇全ての人々が自ら学びながら役割を果たし、助け合う関係を築きながら社会基盤を作ることが改めて求められてきている中で、社会教育が捉え返されてきている。
〇社会教育の実践をフィードバックし、研究者の研究成果を現場に還元するという往還関係の形成を答申にも反映し、新しい社会構想につなげていくような流れを作れるとよい。
〇昨今の国際情勢は不安定であり、国家間の関係の変化や災害の頻発が多くの人々に不安を与えていることを踏まえ、最も厳しい状況を想定することが社会教育を考える上でも必要。
〇「AI の普及状況が…与える影響」も、学校教育と同様に重要な課題の位置づけるべき。
〇答申では中長期的な視点で推進体制や研修の在り方についても検討されている必要があり、そこで重要な役割を果たす社会教育実践研究センターの体制強化について議論すべき。

（社会教育人材について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第１回】
〇社会教育には人々の社会参加が必要であるため、社会参加に困難を抱える人々の声を汲み取り、全ての人々をエンパワーメントしながら声を流通させることや、一定の専門性を持ち、地域づくりに向けて人々の声をコーディネート、ファシリテートする者の存在が重要。
〇社会教育人材は、人々に活動への参画を促し、その存在が活動を活性化させる触媒のような役割を担う。子供の頃から社会教育の楽しさを知り、将来社会教育に関わりたいと思うような人材を育てる道筋を作れるとよい。
〇サイレントマジョリティ、サイレントマイノリティと地域コミュニティの接点を作るには、当事者意識や主体形成が難しい場合もあり、社会教育人材に、ファシリテーションも含め

てのプロモーター―の役割も発揮して欲しい。
〇社会教育主事、社会教育士と同様の力を持つ人材を広く育成する方法も検討すべき。
〇コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、地域コミュニティの基盤を作る機能を果たしており、その一体的推進を図るために社会教育人材が必要。
〇地域と学校の協働を担うコーディネーター人材が育っていない、学校と地域のミスマッチが起きている地域もあり、社会教育による地域学校協働活動を推進する人材の育成が必要。
〇地域と学校の協働に対し、地域側と学校側で温度差がある場合が多い。教員が社会教育の視点を学ぶのか、地域と学校の協働に更に活躍できるよう社会教育士の位置付けを高めるのか、教員の負担感にも留意しながら、いかに地域と学校をつないでいくか議論が必要。
〇社会教育に関する人材を育てていくというより、実際に社会で活躍する人材が社会教育を学び、その裾野拡大を担っていく。外国人住民と地域、地域住民のつなぎ手としても重要。

【第２回】
〇社会教育はコミュニティ政策の基礎であり、社会教育人材は首長部局の職員も含め行政に対し有益。社会教育主事講習へアクセスしやすい環境を整え、参加者を増やす必要がある。
〇持続的なウェルビーイングの場づくりには多様性が重要。多様な地域住民が他者を尊重し、個々人が力を発揮し、ウェルビーイングな地域社会を共に作っていくため、社会教育の担い手には人権の視点が必要。
〇社会教育人材には、地域にとって実際に必要な学びとは何かを理解していることも必要。
〇ウェルビーイングの実現や地域づくりなどの社会教育の効能や成果を意識し、合理的に支援・関与する仕掛け人の側面と、成果にとらわれず活動のプロセス自体の楽しさや居場所としての組織や場づくりを促す人の側面の両立にこそ、社会教育人材の専門性がある。
〇行政や社会教育人材がまちづくりの中心となり、関係者のつながりや対話の場をつくることで、社会教育活動や地域活動がより活性化する。こうしたつながりや対話の場で、それぞれの活動や地域の現状を共有し合うことで、より包括的なまちづくりや地域福祉にも結び付く。対話の場への参画のきっかけづくりを担う社会教育人材は、今後一層重要になる。
〇人や組織を育て、地域の内発的発展を支えるというコーディネート機能は、活動として見えづらく政策評価に馴染みにくい。社会教育人材の重要性を打ち出し、行政が支えるためには、活動の見える化や、政策評価の視点について検討する必要がある。

【第３回】
〇地域づくりの実践を支えるプロセス・マネジャーには、時と場により異なる地域課題に対する解答そのものの探求ではなく、解法の習得が求められており、社会教育人材も同様。
〇社会教育人材が地域コーディネーターとして地域資源を掘り起こして学校とつなぎ、多様な人々や団体もつなぐことが、子供たちの学びの充実のためにも求められている。
〇特に市町村の社会教育主事の配置率は低い水準が続いているが、社会教育主事がプライドを持って様々な活動に取り組めるよう、地域の社会教育士や民間・NPO で活動する者など、多様な主体と連携して活動できる仕組みを検討することも必要。

〇はじめから地域づくりなどの公共性ある目的を掲げるのではなく、遊びや居場所、余暇等に住民が関わり、結果として無意識に地域づくりに貢献していくような仕掛け作りが重要であり、そこに社会教育人材の専門性がある。
〇地域活動の重要性を社会教育の観点から論理的に説明できる人材として、行政が各地域や学校に社会教育士を配置する取組も有効。
〇学校と地域の連携の観点から、地域づくりを支援する人材を段階的に育成するとともに、社会教育主事や社会教育士が統括的な位置付けで各地域の伴走支援を行う仕組みも必要。
〇社会教育人材は人の暮らしと生活の基盤を支えるヒューマンインフラストラクチャーであり、無意識の固定概念にとらわれず、今どのような人材が必要なのか、多様な人々に寄り添うためには何が必要なのか、人権の観点も含めて考えていくことが重要。
〇地域づくりにあたり、現在の地域課題を見つめ直し、複雑な状況を踏まえて取り組むことが重要であり、そのための本音を出し合える場づくりに社会教育人材の専門性が役立つ。
〇地域づくりのプロセス・マネジャー型人材として、NPO などの中間支援組織が重要とされているが、まずは基礎自治体においてしっかり議論していくことが必要。
〇地域づくりの専門人材として、各省庁の政策の中で既に存在する様々なコーディネーターと、相互に乗り入れるための条件はあるか。地域人材政策の横割り化を意識・検討すべき。

【第４回】
〇年齢や役職により社会教育主事の活躍の在り方は変化するため、地域において求められる役割を踏まえた発令要件の設定や、その成長を支えるキャリアデザインが必要。
〇特に市町村では、教育専門職としての社会教育主事を孤独にせずにチームで活動できるよう、社会教育主事補を含めた複数配置や、相談役となる社会教育主事経験者の活用が必要。
〇これからの社会教育主事には、自ら変化を牽引する存在ではなく、その人がいることで地域の新たな活動が始めやすくなるような存在であることが求められているのではないか。
〇社会教育主事の役割として、例えば
- 社会教育計画の策定に社会教育委員とともに関与し、専門性を発揮すること
- 首長部局の協働領域において、求めに応じて指導・助言すること
- 地域の社会教育士のつながりを構築し、コーディネート・ファシリテートすること

などが明確になるとよい。
〇社会教育士のネットワーク形成のため、全国の社会教育士の所在や特長を一覧化したデータベースが整備されるとよい。
〇現在の社会教育主事講習のカリキュラムは、行政の専門職育成を前提としており、社会教育士を目指す新たな受講者層のニーズとの間で講習内容にミスマッチが生じやすく、様々な分野での活躍を念頭に置いた社会教育の裾野の拡大に対応できていない。
　社会教育士として地域の学びの支援に必要な学習内容（１階）を土台に、社会教育主事として地域全体の学びをオーガナイズするための学習内容（２階）を設ける２階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。その際、社会教育士が行政と連携できるよう、１階部分には社会教育行政に関する学習内容が必要。

さらに、社会教育士の取得後、例えば「子ども・若者の学習支援」「地域と学校の協働」「障害者の学習支援」等に特化した専門的な学びの機会もオプションとして考えられる。

〇社会教育の裾野拡大を強調し社会教育行政を積極的に再編する方向性が、社会教育主事制度を中心とした伝統的な枠組みの解体につながらないよう留意する必要がある。

〇社会教育主事講習の受講者を広げるためには、働きながら受講できるよう、短期間の集中的な講座に加え、休日・夜間に受講できる機関の拡大に向けた支援が必要。

〇社会教育主事が任用資格・発令による職であることを踏まえると、社会教育に一定の理解を持つ社会教育士が、様々な立場で同じ方向を見ながら活躍できる環境があるとよい。

〇首長部局に社会教育主事を配置するには、講習の受講負担が大きく継続的な資格保有者の育成が難しいことが、社会教育主事の必置を実現する上で課題。社会教育士を有する外部人材を、任期付きで社会教育主事として任用するといった手法なども考えられる。

〇社会教育主事や社会教育士が、行政や地域において複数で民主的に活躍できる場を、首長部局側でも作ることで、その有用性や価値を高めることができる。

〇既に各分野の専門性を持つ首長部局の人々に、社会教育主事講習の受講機会をいかに広げていくかも重要。

〇子供が自身の生き方を見つけていく上では、学校外で地域の多様な人々と交流しながら学ぶことが重要であり、社会教育主事や社会教育士には、学校と学校外の体験、活動の場を橋渡しし連携させる役割が期待される。

〇地域学校協働活動に関わる人材が社会教育に関する知見を有していると、学校と地域がより効果的に連携できている。社会教育主事講習を受講しやすくすることで、社会教育士を有する教員や地域のコーディネーターを増やし、社会教育主事が地域の社会教育人材をネットワーク化する要となることが必要。

〇社会教育主事講習の修了後、さらに実践的な学びを積み重ねることができるよう、行政や民間において行われる講座等を受講しやすくなるような仕組みを検討してはどうか。

〇社会教育の考え方や手法の浸透により、マイノリティとなりやすい人々の活躍の機会を地域社会に創出することができる。

〇社会教育主事が一般行政や社会教育士と連携し、地域住民が自治を展開し、その上で行政の効率化が進めば、社会教育主事は引き続き重要な役割を果たすことができる。

〇社会教育が自治体によって多様な中、社会教育主事の必置規定により守られてきたものは大きく、社会教育主事講習を含め、改めてその意義を考えていく必要がある。

【第５回】

〇社会教育人材は民主的で公正な社会づくりの中心となるため、人材確保への支援策が重要。

〇専門性に応じた社会教育士の複数種類の設置、自治体の行政部局以外の公的機関での採用促進なども、子供・若者の育成支援に携わる社会教育人材確保のために有用。

〇社会教育主事が現場経験で身に付けたスキルが可視化され、豊富な経験を持った者が新しい社会教育人材を支えるといった関係性が構築されるとよい。

〇地域全体の社会教育行政を推進する役割の形骸化に至らないよう留意しつつ、社会教育主

事が地域全体の学びのオーガナイザーとして活躍する多様な配置事例を示すことも重要。
〇地域コミュニティの基盤の再構築には、社会教育主事の配置や派遣が必要。教員不足の今、学校籍でない者の社会教育主事への任用を前提に、その養成についても検討すべき。
〇地域おこし協力隊や集落支援員などの既存の制度の活用などにより、福祉、防災、地域づくりや地域生活支援など、様々な場で社会教育士が活躍するモデルを作ることができる。
〇ライフステージの各段階での社会教育への参画により、自治を営む力が育まれ、地域コミュニティの形成にも関わりうるため、切れ目なく社会教育に参画する流れが重要。

【第６回】
〇社会教育人材に必要なスキルは、例えば地域おこし協力隊などの地域の支援人材に共通するものであり、将来的には社会教育士として必要な学習内容（１階）の上に、各省庁の様々なコーディネーター施策に関係する専門的な学習内容（２階）を設けることも考えられる。

【第９回】
〇社会教育人材には各地域固有の課題や、優先度の高い課題を分析し、その分析に基づいて情報を収集・活用して解決に導く能力が求められる。

【第 16 回】
〇社会教育人材の活用にあたり、都道府県がネットワークの中心を担い、市町村が地域の実情に応じた講習を企画することが望ましい。

【第 17 回】
〇社会教育士・社会教育主事に必要な専門性について、従来用いられてきたコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力といった表現が独り歩きしている。 コミュニティ形成 、PDCA サイクルを回す能力、課題の認識・解決、地域資源を新たに発見する目など、専門性の捉え直しが必要。
〇社会教育士には、教育政策の動向を伝えると同時に、多様な存在と価値を尊重し得るような社会動向を理解し、子供・若者の選択肢の拡大を保障するといった専門性があるとよい。
〇強みのある社会教育士としてそれぞれの強みを発揮していけるとよい。
〇ファシリテーションという言葉を使うにしても、場を回すといった技術的な側面に収れんせず、社会教育らしい学習のための場を作っていく上での考え方といった側面が重要。
〇主体形成自体を学ぶことが重要。主体性の涵養、楽しさの醸成に関し、心理学上の基本的欲求を学び、社会教育特有の主体形成の手法を事例研究も重ねながら学ぶ機会が重要。
〇社会福祉士が身に付ける、地域を見立て、そこにどのような地域資源があるか評価する一連のアセスメントの手法（コミュニティソーシャルワーク）も有効活用できる。
〇従来のファシリテーション、コーディネート等も含む持続可能な活動体制や、チームを長期的に作っていく観点から、チームビルディング手法も今後学ぶべき。
〇地方創生では、各地に派遣される地域活性化伝道師のノウハウが移転・活用されている。

社会教育においても「社会教育士」を表現的にかみ砕いた、かつ公式の地位があるとよい。
○社会教育においても、多様な一人一人と向き合うという人権感覚や多様性への理解、こども基本法で示された子供たちの権利といった視点が位置づけられるとよい。
○全国各地で社会教育士の講座が増えていった際に、各大学・各県の特色に応じた強みを打ち出せると、全国で多様な人材が生まれやすくなる。
○社会教育士はキャリアにつながらない、専門性や信頼性が認知されていないと感じる。認知が進めば、大学、企業、NPO、自治体等において社会教育士の優先的配置が進む。
○社会教育士と教育委員会等の連携にあたり、例えば自治体との受皿の仕組みや協議体の形成等により、責任と役割の明確化についても検討すべき。
○社会教育人材は地域で起きていることを把握し、地域の社会資源とつなげながら、一緒に解決を考える人であってほしい。
○国際交流分野で専門的に活動する人に社会教育士の資格を取る機会があると、双方によい。
○行政関係職員等の研修所である JAMP（市町村アカデミー）と JIAM（全国市町村国際文化研修所）で社会教育士講習が実施できると効果的で、全国規模の情報・意見交換も可能。全国の社会教育士の分野別活動リストがあれば、公民館等の事業企画時の参考になる。
○つなぎの支援はアウトカム指標としては分かりにくい。社会教育士の働きが、最終的にどこにどうつながっていくのかを可視化する仕掛けも必要。
○課題解決型より前向きな、ウェルビーイングの増進等に具体的に携わる取組とすべき。
○社会教育士には、地域が動き出す前は当事者意識醸成を支援する力、動き出した後は地域伴走力が求められる。前者では、住民の交流や共同作業を通じて、問題解決のため試行錯誤を重ねながら前向きな思いを掘り起こすことが重要。後者は、あくまで地域が主役である前提に立ちつつ、地域と一緒に考え、持続性を持って伴走することが重要。
○社会教育と地方公共団体の首長との関係強化が今後重要となるのではないか。
○社会教育士が公民館主事となり、公民館で働き続け生活できるのかについても考えるべき。
○社会教育士、主事の定義の法的な位置づけを見直す必要がある。社会教育士は各分野の専門性を前提とした形で規定すべきか。
○社会教育士について、社会教育法の自治体の社会教育行政に関する規定で言及すべき。
○社会教育主事は、人権や民主主義等の価値を認識しながら社会基盤を作る実践を現場で展開するための指導助言や、一般行政との連携により、その基盤を作り出す役割を担う。
○社会教育士は社会教育的手法で学びをオーガナイズし、社会に学びを埋め込むアクター。
○個々の子供に合った社会教育の実現には、社会教育人材が常に状況を観察し、それに応じて意思決定していくことが必要であるため、PDCA、OODA ループ等も学ぶ必要がある。

【第 19 回】
○公民館職員の専門性を示す仕組みが不十分。社会教育士の配置有無で違いもあるため、公民館への社会教育士配置に関する議論を確認したい。また、フォローアップ研修も重要。
○社会教育人材の育成は、市町村、都道府県、国が各々の役割を踏まえて進めることが重要。オンライン学習は重要だが、高い専門性を身に付けるには対面での学び合いや人間関係づ

くりも重視すべきであり、既存のネットワークを基盤にさらなる連携を図りたい。
○社会教育士が資格取得に意義を感じられる環境が必要。学び合いやつながり合う場をつくる力は、地域活動に限らず共生社会や孤独・孤立対策、企業等の様々な場面でも生かせるものであり、そのような実践の場につながっていくことが重要。
○社会教育の裾野拡大は自治体にとっても重要。首長部局との連携について検討する中で、社会教育主事の位置付けについて議論することが必要。また、導入的な講習やフォローアップについて、大学や都道府県、市町村の役割分担も整理すべき。
○社会教育士制度が広がり、地域社会教育主事とも言うべき人材が育ってきたことに大きな意義を感じる一方、旧制度で社会教育主事資格を取得した人材が社会教育士につながりにくい状況があるため、地域で活動する経験者の実績も踏まえた仕組みを検討してほしい。

（青少年教育指導者等について）
社会教育の在り方に関する特別部会
【第 13 回】
○青少年教育指導者の養成や資質向上のため、大人の教育的観点からだけでなく、学校等の管理のない環境で子供が自発的に活動し、次第に教育として質が高まることが重要。
○国立青少年教育振興機構が行う指導者養成講座については、これからの子供に求められる学びに対応した内容を取り入れることが必要。
○青少年教育施設の指定管理を行う企業など、青少年教育活動に関わる民間企業や団体が社会教育主事講習を受講することは、社会教育の専門性を身につけ、提供する体験活動の質を一層高める上で有効。
○青少年教育施設では、職員が青少年の意思を尊重し寄り添うことで、活動を支えている。

（若年層の社会教育への参画について）
社会教育の在り方に関する特別部会
【第３回】
○行政部局の縦割り問題に加え、社会における年齢割りもあり、若年層の社会教育への参画を広げるためには、多世代を混ぜ合わせるような活動が重要。
○地元で地域のために頑張っている人々の姿を見ることが、若年層が地域のために何かしたいと考える要因の一つであり、行政もそうした活動を理解し、味方になることが必要。

【第４回】
○高校のカリキュラムへの総合的な探究の時間の導入もあり、特に高校生が積極的に社会に関わる場面が増えた。高校生を対象に、地域づくりや社会教育に興味関心を持てるようなプログラムを、e ラーニング等を活用して提供することで、若年層のこうした取組を支えるとともに、将来社会教育に関わる裾野を広げる契機となる。

〇社会教育士が担っている、地域の様々な主体をつなぎ、学びを通じて地域活性化を図る役割は、高校の探究学習において身に付ける学びとも共通する。若年層に対しては、探究学習の先にあるものとして社会教育を示すと分かりやすい。
〇企業・行政等の採用において、社会教育士の称号が加点要素となる仕組みも有効。

【第５回】
〇若者と社会教育の関わりは、体験活動や学校と地域の連携に関することが多いが、若者による地域のつながりの維持にも資する形で、様々な社会教育活動を展開できるとよい。

【第６回】
〇若者は図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設の利用や子ども会活動など、社会教育に触れる機会はあるが、それを社会教育として認識するきっかけは少ない。
〇若者が「社会教育」や社会教育人材と出会う機会、主体的に地域活動に挑戦できる環境が必要であり、社会教育人材が信頼できる大人の伴走者として活動を支えることが重要。
〇学校と地域の連携・協働の実践の場であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に加え、居場所づくり等の子供・若者支援における社会教育施設の活用も有効。

（外国人を含む共生社会の実現について）

総会
〇人口減少の中、経済成長に向けた労働力確保のため、外国人の活躍に向けた環境整備として質の高い日本語教育が重要。法的な枠組みができたところ、さらなる環境整備やそれを通じた地域コミュニティにおける外国人とのつながりの強化を期待。

生涯学習分科会
〇外国人など社会的弱者を包摂し、豊かな価値を持つ社会を実現する社会教育を考えるべき。
〇昨今、子供の貧困、特に体験格差が拡大し、その解消に向けた社会教育の取組が行われる中、外国人等の情報弱者が孤立しやすい現状も踏まえて社会教育の在り方を考えるべき。
〇地域の図書館が外国人市民の学びの場や居場所となっている海外の事例がある。日本語学校が都市部に集中しているところ、移民を含め外国人の学習機会の保障に身近な社会教育施設が活用できる。その際、外国人が学習者にとどまらず、主体的に運営参加・社会参加できるよう支援すべき。また、社会教育関係職員の養成段階から、マイノリティのニーズや、円滑なコミュニケーションのとり方について扱うべき。
〇子供・大人両方にとって地域で共に学ぶ環境が重要。学校に社会教育人材を配置し、保護者を含む若い世代のコミュニティが基盤となり地域全体のコミュニティを育む視点が必要。
〇現役世代には公民館に行く時間的余裕がない。育児中の保護者と小中学生に社会教育の柔軟性や面白さを経験してもらい、仕事や子育てが落ち着いたら地域で活躍してほしい。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第１回】

〇多様な社会変化の中で、外国人住民の視点が社会教育の中に入ってきたことは意義深い。在留資格の制限や文化・習慣の違い等、外国人の視点に想像力を働かせ、自分事にする中で、ウェルビーイングを実現するような社会をいかにつくっていくか検討すべき。

【第２回】

〇まずは日本人に、外国の文化や言葉への理解を深めるよう社会教育の中で働きかけるべき。

【第３回】

〇民主的で公正な共生社会の形成に向けて社会教育行政・人材が果たす役割に、困難を抱える人々が対話の場に参加する機会の保障、そこで安心して声をあげられる空間作りの仕掛けなどがある。

〇各自治体において、教育委員会所管の公民館と首長部局所管の国際交流協会が連携することで、外国人と地域住民の交流活動が活発化する。

【第４回】

〇公民館における日本語教室を社会教育主事がコーディネート・ファシリテートする事例等も増える中、社会教育主事講習等は外国人、障害者等の多様な視点を持てる内容とすべき。

【第５回】

〇青少年教育は格差解消・拡大両方につながる。公の取組が格差を広げないよう留意が必要。

【第８回】

〇外国人住民が地域の担い手として活躍する地域づくりには、彼らと地域をつなぐ存在が必要。地域の状況に応じたウェルビーイングのデザインが社会教育人材に求められる。

〇共生社会実現のための社会教育の取組は量・質ともに不十分。社会教育関係者は、社会的に排除されやすい人々の存在が社会教育の本質的課題を提起していることを意識すべき。

〇社会教育の役割は、障害者や外国人等、困難を抱えやすい人々が意見表明する環境を作り出し、その意見を社会教育人材や地域住民の協力により広く流通させたり、対話を通じて公的な意思として提示したりすることで、社会参加とその過程の学びを促すことである。

〇地域社会における外国人との共生には、社会教育に加え日本語教育施策の推進も必要。

〇障害者や外国人のための社会教育施策の推進にあたり、例えば社会福祉協議会や国際交流協会と公民館の合同事業によって、地域における意識や文化、風土を変えることができる。

〇防災訓練や就労支援など、障害者や外国人も対象とする事業の実施主体をつなぐ役割を社会教育人材が果たすことで、社会教育の意義が様々な場面で実感されるようになる。

〇異なる目的を持つ健常者と障害者が共に活動することで、共生社会を超え、一緒にいる状態が普通の社会を目指すべき。

〇障害者や外国人を対象とする社会教育の取組が少ない現在、好事例を積極的に発信し、共生社会の実現が全ての人に必要な課題として認知される必要があり、そのための手法としてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が有用。
〇外国人との共生社会の実現には、従来教育において扱われることの少なかった宗教や生活様式等に関して理解を深める取組が必要であり、社会教育の観点からも取組強化が重要。
〇外国にルーツのある子供や障害のある子供に係る課題については、学校だけでなく地域や保護者も巻き込みながら課題を共有し、取組を進める必要があり、社会教育人材、地域学校協働活動推進員や地域連携担当教員も包摂性の観点を持つことが必要。
〇社会教育において日本語教育を行う際、学校での初期指導や、キャリアアップのための専門的な日本語教育をつなぎ、補完する役割を担っていることに留意し、連携を図るべき。
〇共生社会の実現のために行われるもの以外も含め、社会教育全体が全ての人にとって開かれたものとなっているかという点についても同時に見つめ直すことが必要。
〇生活者としての障害者や外国人を巻き込んだ施策の推進にあたり、防災活動を基盤に福祉や経済等の活動を加えることや、外から来た者の方が地域資源に気付きやすいことを踏まえた実践活動を重視することも必要。
〇障害者や外国人が周囲に助けを求められる環境があるか見つめ直すことも、地域における共生社会について考える上では重要。
〇日本語を母語としない人の存在も念頭に、非言語的な交流や共生を基本に考えるべき。

（デジタルの活用について）

生涯学習分科会

〇デジタル活用による様々な時間帯での活動が、地域でつながり合う機会をもたらす。
〇子育て世代には外出にも壁があることなどから、現役世代に対しては SNS 活用が有効。

（関係機関との連携について）

生涯学習分科会

〇持続的で実効性ある社会教育に向けて、個人の熱意やボランティア精神に過度に依存せず、参加者各々がメリットを感じられるよう、地域での学びを持続可能なものとすることが重要。総務省をはじめ関係省庁を巻き込みつつ、予算確保も含めた対応が必要。
〇首長部局においても、学びを基本に据えた行政課題解決のための取組への意識が強まっており、社会教育が積極的に提案を投げかけることで多様な事業が生まれる。こうした協働の学びの場を社会教育側から、特に社会教育主事の役割としてアプローチしていくべき。
〇図書館の活用・図書館司書の活躍が社会教育推進の鍵であり、社会教育主事、社会教育士、図書館司書の連携、産学官連携が重要。

〇学校教育と社会教育を橋渡しする社会教育人材が、持続可能な地域コミュニティの基盤となり得る。学校教育では教員の業務の適正化のため、保護者や地域住民、首長部局等の理解、協力、連携が不可欠。社会教育では、施設の拡充や多様な参加者の確保も課題。部活動の地域移行や学校施設の地域利用等、両者のさらなる融合も必要。
〇子供を中心に置くことで成功・発展することもあるため、地域学校協働活動の展開は有効。
〇教員の多忙化の中、コミュニティ・スクールの活性化、学校と地域の連携には、各小中学校に大学の地域連携室のようなものを置き、社会教育士が地域との連携をコーディネートするとよい。社会教育施設が首長部局所管の場合、社会教育主事や教育委員会との連携が弱まるため、学校に置かれた社会教育士と部を超え連携し、密接な関係を築くことが重要。
〇2040 年問題の一つ「消滅可能性自治体」への対応策として、個人の成長と地域社会の発展を両立する社会教育は有効。一方、産学官や地域大学との連携も必要。学生が地域課題解決に住民と取り組んだり、地域のスポーツや文化活動のリーダーとして活躍したりすることは、地域社会の発展に加え学生のキャリア形成に対して重要な刺激となる。地域大学を中心に産学官がネットワーク型の社会教育システムを構築し、国が支援することも重要。
〇社会教育は企業から見ると手付かず。特に社会教育士は、働きながら称号を取得できるため、その増員のために、民間企業での取得を産業界・企業が推奨することは有効。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第２回】
〇防災分野において、公助・共助・自助に加え民助という概念が登場したように、今後、民間企業もステークホルダーとして、地域コミュニティに参画する必要がある。
〇社会教育行政は、首長部局の地域コミュニティ政策と一体的に推進することが重要であり、行政内部での合意形成や協働を進める上で、プロジェクトや推進会議等の立ち上げも必要。
〇首長部局における地域コミュニティ施策の総合的な推進、または民間・NPO 活動の観点から、課題に対して社会教育分野を取り込む可能性・人材の活用可能性について議論したい。

【第３回】
〇コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、既存の仕組みの地域づくりへの有効活用についても、首長に積極的に発信すべき。
〇他の行政分野にも社会教育の重要性が理解されるよう、多様な学びを他省庁の戦略やビジョンに位置づけることが必要。
〇行政のセクショナリズムを超えること、行政にネットワーカー的な人材がいることが重要。

【第５回】
〇社会教育主事養成課程の一部科目を教職課程に位置付け、社会教育を学んだ教員が、地域と学校の協働が求められる学校現場において活躍できる仕組みが重要。これは、社会教育主事講習を実施する大学の減少の改善にも有効。
〇公民館職員や社会教育主事が、高校コーディネーターと共に高校の探究学習に関わること

は、持続可能な社会の創り手を育成する上で重要。今後の社会教育には、より積極的に学校教育に関わり、地域と学校の協働・共創のハブとしての役割を果たすことが求められる。

【第７回】

〇コミュニティ・スクールにおける対話と地域学校協働活動を通じて、地域と学校の信頼関係を構築することで、教育委員会と首長部局の連携促進や、公民館における学習活動の地域学校協働活動への展開、学校と地域の目標の共有などが図られ、当事者意識が高まり、地域の社会教育が発展していく。

〇PTA は全国に多くの関係者を有し、地域の活動やコミュニティ・スクール等の取組にも密接に関わる存在。学校や地域への貢献を通じ、PTA が必要とされる雰囲気の醸成も必要。

〇教員の多忙化も背景に、学校を周囲が支えるという考え方が主流になりつつある現状において、学校を核とした地域づくりから、子供を中心とした社会づくりを共通目標とすべき。

〇今後の地域の発展のため、学校運営協議会や地域協働本部の構成員、地元企業、PTA、子ども会などの社会教育団体を含む地域住民の協力も得ながら、将来の担い手となる子供たちが、自分たちの地域社会や地元産業の良い点を学んでいくことが重要。

〇地域と学校の協働を推進する上では、公民館主事や地域学校協働推進員など、地域に詳しい人々と行政が連携し、地域との協働がその学校の文化として継承されることが必要。

〇地域学校協働推進員には、多様な地域資源を活かす力や、地域の協働を促すための身近な題材を発見する力、関係者とつながる力等の資質が求められる。

〇子供との交流を通じて地域住民の学びも深まるという構造の構築が、地域と学校の連携を持続させる上で重要。そのために地域住民が学校を応援し、子供と関わることが必要。

〇社会教育を普及させる上で、社会福祉協議会や町内会、子ども会等、子供を含めた地域コミュニティに根付く組織との連携も考えられる。

〇首長部局へ社会教育施設を移管する自治体では、多様な意見をバランスよく取り入れつつ社会教育施策を推進する体制の整備が必要。その際、コミュニティ・スクール、PTA、子ども会等が地域に根差した社会教育への理解を広め、地域との連携を図ることが有効。

〇コミュニティ・スクールや PTA、子ども会等の連携には、社会教育主事相当の能力や見識のある人がそこに所属し、円滑なコミュニケーションが可能な関係を構築することが重要。

〇地元企業が地域学校協働活動など、子供に関わる活動に参画することは、地域の活性化等だけでなく、企業の人材確保等にも資するため、特に人口減少の進む自治体においては、民間企業がこうした活動に参画するための促進方策について検討を進めるべき。

〇コミュニティ・スクールの概念は、本来（単に「学校運営協議会を置く学校」より）広く捉えられるべきものであり、今後地域学校協働活動との概念整理を進める必要がある。

〇地域学校協働活動推進員には、特色ある学校、社会に開かれた学校のカリキュラムをデザインすること、探究学習等の様々な学校活動に関わることができる資質能力が必要。

〇家庭教育支援について、福祉や関係する専門性を持つ社会教育士との連携も検討すべき。

〇地域と学校の在り方について、子供を中心に社会教育主事や社会福祉士等の関係する人材の育成を含めて考えることで、持続可能な地域づくりや、地方創生 2.0 で掲げられた地域

課題の解決につながる議論が求められる。
〇幼稚園、高校、大学等についても同様に、地域と学校の連携方策を考えるべき。
〇地域と学校の連携には、子供や若者の意見やニーズの収集、社会づくりへの参画が重要。

【第９回】
〇地方のコミュニティ・組織や公民館等の施設は様々な分野で役割を担っていることに配慮し、各省庁の地域コミュニティ関連施策を展開することが必要。
〇産業振興など社会教育以外の領域においても、公民館はコミュニティの主体の一つとして役割を果たしている地域があるとの認識が、行政分野横断的に共有されるべき。
〇社会教育が他分野と連携するに当たって、現行法の厳密過ぎる運用という課題、例えば公民館では経済活動が一切禁止されているとの認識が一部存在するなどのケースがあり、今後、社会教育政策を振興していく上で改善すべき点の一つとして考えられる。
〇各省庁のコミュニティ施策においてコーディネーターを重視した結果、現場では担い手の奪い合いが生じている。一人が複数施策のコーディネーターを兼任できる仕組みも重要。
〇中山間部・都市部問わず、地域の様々な取組の担い手は不足しており、今後は複数地域で活動する人材や、既存のコーディネーターをさらにコーディネートする人材が重要になる。
〇防災対応や地域の大人と子供の交流は住民の関心も高い喫緊の課題であり、社会教育の取組を進めるに当たっては、学校施設の活用も有効。
〇公民館は地域住民が自ら地域づくりに取り組む拠点として機能してきたが、今後は教育委員会と首長部局が緊密に調整し、一体的な行政運営の中で各地域での望ましい公民館の在り方について検討することが求められる。
〇各省庁の地域コミュニティ施策で、民間企業の人材を活用する仕組みの構築や、地域コミュニティへの参画が企業の社会的責任であるという意識付けを、積極的に位置づけるべき。
〇ネットワークの規模を考慮すべき。広域ネットワークづくりのため、社会教育行政においても広域の人事交流のための仕組みを作ることで、地域コミュニティの活性化につながる。
〇RMO 等と社会教育が、同じ地域で共通目標を持ちつつ別々に活動しているという課題に対し、社会教育は部局や現場の組織を超えた対話により、協働を生み出す課程に貢献できる。
〇大学は、研究や実習の一環として様々な地域に関わるため、広域の人材活用に貢献できる。
〇子供に関する首長部局の施策において、福祉・保健や地域コミュニティ分野、地域貢献を目指す地元企業等との連携が重要であり、こうした学校外活動の支援には社会教育が有効。
〇社会教育は、人々のつながりの土壌を耕し社会基盤を作る役割を担っており、先行して取り組むべき。その際、社会教育的な発想や手法を学んだ各施策のコーディネーター人材を要所に配置することが重要。
〇各省庁の地域コミュニティ施策の対象となる多様な人々は、単にサービスの対象者ではなく活動の担い手でもあり、これを支援するのが社会教育人材であると言える。
〇自ら企画した取組を実行するなど、様々な体験を通じて周囲の多様な人々から褒められる機会が増えると、子供の自己肯定感や意欲は高まると考えられる。PTA や子ども会等の社会教育団体は縮小傾向にあるが、こうした機会の提供に重要な役割を果たしている。

〇PTA や子ども会等を「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、参画を望む学生やボランティアと保護者とで業務分担することで、保護者の負担軽減・活動の活性化につながる。
〇仕事や育児と、PTA や地域学校協働本部等の社会教育活動を両立できる環境が必要。
〇様々な分野・組織に属する人々を包含することが、永続的な社会教育活動につながる。

【第 10 回】
〇NPO は、異なる主体や地域、世代による活動を越境させ、社会教育の現場での実践・伴走、活動を鼓舞する役割を担う存在であり、相互に連携・貢献を図ることが必要。
〇NPO は継続的な人材確保・育成に多様な収入源を要するが、社会的認知度が低く十分な収益を得られない、無償のボランティア団体であるとの誤解により専門性が評価されないなどの課題に直面している。一方その社会教育活動は、民主的で持続可能な社会の作り手育成の土台であり、行政はその専門性を正当に評価し、活動を持続できるよう取り組むべき。
〇社会教育は収益に結び付きづらく、行政が積極的に取り組まなければならない分野であり、教育委員会に加え首長部局も十分に社会教育の意義を理解して施策を推進すべき。
〇社会教育を含む様々な分野が首長部局へ移管されている今、首長部局が社会教育の視点を持ち、NPO を含む様々な団体を包含しながら、コミュニティ施策等を推進することが必要。
〇「サポート・バット・ノーコントロール」の原則に基づき、社会教育関係団体は無償で活動することが善であるとの考え方が根強い。社会変化を踏まえ、社会教育行政と社会教育関係団体の関係について、活動の継続には収益獲得も重要であるという方向性を示すべき。
〇NPO 等の専門性を持つ団体への支援は現状不十分。活動の継続性の担保は重要であるが、収益性の向上に傾倒するあまり本来の長所が失われることのないよう、バランスが重要。
〇NPO を含め、地域で活動する団体のネットワーク化において、教育委員会や社会教育主事が中心的な役割を担うため、首長部局の理解を得ながら関連予算や職員の充実を図るべき。
〇NPO や官民の中間支援組織など、地域で活動する団体や人材の活動内容が広く認知されるよう行政が伴走支援を行うことで、人材育成や活動の質の向上、継続性の担保につながる。
〇行政の NPO への支援は事業活動費の助成のみ認められることが多いが、人件費への助成こそ重要。組織運営への伴走支援の仕組みもあれば、各分野と社会教育の取組が発展する。
〇NPO 等の団体活動の具体的な意義があるのかを明らかにすることで、行政が団体に対する理解を深め、事業を委託する際の取組の充実などに貢献できるのではないか。
〇社会教育が多様な領域と連携を進める上で、社会教育施設は人々の居場所としての性質を基礎に、学びや様々な分野の活動に発展的につながっているというイメージを持つべき。
〇従来、NPO は行政サービスの補完的な役割を担うものとされていたが、今後は行政と対等なステークホルダーとして位置づけ、その支援のための財源についても議論すべき。
〇社会教育関係団体は、NPO 制度導入当初から活動しているいわば老舗の NPO。社会のニーズに応じて登場する新たな NPO といかに連携し、課題を解決していくのか、再確認すべき。

【第 11 回】
〇民間企業の社会教育への参画促進には、可視化・評価の仕組み（プラットフォーム等）構

築が必要。
〇民間企業の地域貢献活動への参画は、企業活動に利点があるのみでなく、従業員が地域住民としての自覚を高め、成長することにもつながる。
〇特定の営利企業と公民館が連携した社会教育活動について、社会教育法の規定を念頭に現場から懸念が示されることもあるため、国がルールの周知を進めるべき。
〇企業における人材育成や、大学における地域連携担当者による社会教育士の称号取得は、地域コミュニティやNPOが行う課題解決にも大きな効果をもたらす。
〇民間企業や大学の専門知を、地域のニーズに応じて活用し、住民とともに地域づくりを行う際に、社会教育人材が有するコーディネート能力が有効に機能する。
〇民間企業等が有する外部資源を学校教育に活用する上では、社会教育人材の活用や、首長部局の関係部署と社会教育との関係について、学校関係者が理解を深めることが必要。
〇民間企業や大学等、社会教育と連携しうる主体を集約したプラットフォームにより、自治体や公民館が地域の希望に応じて連携先を選択でき、つながりづくりの促進が期待される。
〇社会教育主事講習を実施する大学において、外部資金の獲得につながらないため社会教育に関する講座を廃止する状況があるが、社会教育人材は地域に必要であり、その養成は地方創生にも資する重要な役割であることを各大学は認識すべき。
〇市民セクターが社会教育の手法を用いて民間と行政のセクターをつなぐことで、例えば災害発生時の受援力が高まるなどの効果が見込まれる。異なる主体が社会教育を通じて連携・協働することで、地域社会の強化を目指すべき。
〇大学の所在地と、そこに属する研究者の活動地域の両方を活用するため、社会教育人材のネットワークが有効。
〇大学が地域におけるネットワークを構築する上で、留学生や海外の研究者、海外大学等の参画も促すことで、地域がより多様な価値観に触れ、開かれた社会づくりにつながる。
〇多様な主体が連携した地域貢献活動では、地域課題を自分事として捉えられる環境の整備や、支援する者・受ける者という関係ではなく、全員が学習者であるという考え方が重要。
〇大学と社会教育の関係性は、学生の地域活動や、学校施設の地域開放などを含め多種多様であり、その関係性を幅広く捉えて連携方策を考えることが必要。
〇民間企業や大学と社会教育との連携について検討する際、「どのように連携可能か」だけでなく、社会教育の観点から「企業や大学にどうあってほしいか」にも目を向けるべき。

（社会教育施設における社会教育活動の推進方策について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第12回】

（社会教育施設全般）

〇公民館、図書館、博物館については「それぞれの機能をどのように生かして持続可能な地域社会の構築につなげるべきか」という視点とあわせ、施設の在り方を検討すべき。

〇人口減少社会では、社会教育施設を中核として公共施設の複合化を図ることも必要。その際、幅広い年齢層の住民が多様な活動に利用できることが重要。
〇今後の社会教育施設は、従来の社会教育に関する要素だけでなく、社会教育以外の要素の接合を図る専門性を持った社会教育人材が関わることや、誰もが無料で利用できる居場所として、学習活動の入口の機能を担うことが重要になるのではないか。
〇これからの社会教育施設には、デジタル技術を活用して、単身世帯などこれまで社会教育施設との接点が少なかった層との接点を構築したり、地域の外に対し独自の価値を発信することで活動資金を獲得したりするなどの新たな取組が期待される。
〇自身の学習活動に社会教育施設は無関係と考える住民に、活動への参画を促す仕組みが必要であり、利用者の来館目的やそこで得る学び等のエビデンス収集も検討すべき。
〇社会教育施設の所在地や対象範域等により、その担うべき役割は異なるため、各施設の状況に応じた活性化方策を議論する必要があり、その際、現場の課題に対しより高次の解決策を提起する役割として、社会教育人材の参画も重要。
〇図書館や博物館が、学校やその他施設との連携強化を図る際、専門窓口の設置や、社会教育士の称号を持つ司書や学芸員の配置等、社会教育の専門人員の配置が有効。
〇社会教育施設が多様な住民に利用され、地域と住民をつなぐ役割を果たすため、ショッピングセンター等の生活に密接した施設と複合化し、活動が可視化されることも有効。

（公民館）
〇公民館を拠点に、社会教育を基礎に地域コミュニティの活性化を図る取組が拡大しており、公民館はその拠点としての機能を担っている。
〇公民館には、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を踏まえ、地域と学校の連携促進、子供への体験活動の機会提供の場として機能することが求められる。
〇公民館施設の首長部局への移管について、結果検証や「公民館の設置及び運営に関する基準」の見直しなど、社会情勢の変化を踏まえた公民館施策の在り方を検討すべき。

【第 17 回】
〇地域社会が城郭化し、他の地域とのつながりが制限されてしまうことがある。NPO やグループサークル活動等、公民館機能が全体をうまくトータルデザインすることが必要。
〇建て直しの際、生涯学習センター等に名称を変える場合があることも踏まえ、公民館をより幅広くネットワークとして捉える観点や、建物がなくとも場を公民館と認定し、社会教育が相乗りするといった将来像も考えられる。
〇分野を越境したり、多様な主体がコラボしたりしながら課題解決するような、地域の営みのハブとしての場を公民館が担っていけるとよい。
〇公民館で働くため専門的に学んだ人が、公民館で働き続けることができる環境が必要。
〇公民館の役割に、学校の枠を超えて社会実践活動を提供し、学校教育と社会教育をつなげることがある。公民館等で社会教育士が子供と共に地域イベントの企画運営等を行えば、効果的な社会教育実践となり多様な人が暮らす社会でウェルビーイングが広がる。

〇公民館は、制度としての位置付けにとどまらず、敷居が低く誰もがフラットに関われる「地域の縁側」としての機能や、多様な主体が混ざり合う中で新たな活動が生まれ、それを伴走支援につなげていく役割としても重要。また、活動が動き出した後にも伴走支援できるような仕組みのある場である。
〇公民館が貸館的なものとなっている地域もある。組織としての位置づけを検討し、組織として機能することを強調するような形で打ち出せば、社会教育全体がコミュニティ側に寄っていき、広がりを持つようになる。
〇公民館の貸館機能は比較的消極的な意味で使われることもあるが、住民の主体的な活動の場を各地域で保障するという意味では、貸館機能を意味あるものとすることが重要。
〇公民館は誰でも来られる施設・居場所であり、より多様なニーズを踏まえた地域の拠点となりうる。こうした公民館のユニバーサルな強みをしっかりと打ち出せるとよい。

（青少年教育施設）
【第 13 回】
〇青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地に存在しており、社会教育人材がそれらを連携させる役割を担うことで、体験格差の縮小など、さらなる有効活用につながる。
〇全国で事業を展開する国立青少年教育施設は、共働き世帯や貧困世帯など、子供を体験活動に連れていくことが困難な家庭に対して体験活動の機会を提供するなど、今後その役割はより重要になると考えられるため、さらに積極的な取組が求められる。
〇施設の維持・存続に必要な収益の確保のみを追求するのではなく、利用者に提供する価値を適切に評価することも併せて検討することが必要。
〇青少年教育施設は、予め作成したプログラムの提供のみならず、利便性、快適性、安全性の観点を踏まえ、自発的な活動から学びを得る体験を青少年に提供することが重要な役割。
〇国立青少年教育施設や地方の中核となる施設が、様々な地域で青少年教育に関わる者や団体をネットワーク化する役割を担うことで、青少年教育施設の知名度を高め、その利用者を拡大することにつながる。
〇「青少年」の現代の意味、「青少年教育」「青少年体験活動」とは何かを踏まえるべき。
〇自治体による青少年教育活動の推進にあたり、首長部局と社会教育主事が連携し、公共施設の子供の居場所としての活用により、地域への意見を表明できる環境を作ることも有効。
〇青少年教育施設は本来、プログラム化され目的を持った教育活動の提供の場ではなく、他の社会教育施設と同様、非日常的な場面に限りつつも自由な学びや余暇を保障する場であり、そこでの様々な活動が民主主義や社会づくりにつながるという視点を再確認すべき。
〇施設の評価にあたり、長期間の事業が大会等の形として実現したことのみではなく、それぞれの事業の過程にも目を向け、施設が実現したことを評価し、その必要性を判断すべき。
〇教員の働き方改革や関連費用の高騰などの影響で、学校単独で質の高い自然体験活動を継続することが困難になりつつある。そのため、安全性を担保しながら地域と連携して体験活動を実施する仕組の充実、青少年教育施設職員の地域学校協働活動への日常的な参加等により、学校教育の一環としての体験活動を支える環境の整備が重要。

〇施設の老朽化等に伴い運営に PFI を導入する例もあるが、自治体直営でなくなった後も、施設運営の理念を明確化し、青少年教育のための重要施設として位置付けることが重要。
〇「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」でもあった通り、体験活動は子供の未来の可能性を広げる上で重要な役割を担っている。中央教育審議会では平成 25 年１月の答申以降、青少年体験活動を中心とした議論がなされていないため、以降の社会変化等も踏まえ、青少年教育が未来に向けてどうあるべきか、今改めて中教審で議論を深めるべき。

【第 17 回】
〇施設においても、子供、若者が社会教育の担い手として育てられるということを念頭に、自然体験だけでなく、より広い意味での社会教育の領域を含んでいくことが必要。青少年教育施設の取組は、より注目され、社会教育の視点で再構築されることが望ましい。

（国・地方公共団体の体制について）

社会教育の在り方に関する特別部会

（社会教育行政全般）

【第 14 回】
〇社会教育が目指す価値やその実現のために整備された制度の、社会変化に応じた変遷など、歴史的背景を念頭に、これからの制度や法制の在り方を検討することが重要。
〇自治体における社会教育行政・施設の在り方については、教育委員会のみならず、総合教育会議も含めた首長部局、地域コミュニティや民間企業等、多様な意見を取り入れるべき。
〇国や自治体が、集落支援員等の地域における中間支援機能を既に果たしている社会教育士を把握することは、社会教育行政の推進に有用。一方、本来行政が取り組むべきことが中間支援組織任せとなり、行政に知見が蓄積しない状態に陥らないよう留意すべき。
〇社会教育行政の成果指標は講座等の実施回数や参加人数といった短絡的指標になりやすいため、長期的な変化やプロセスを評価し、発信する仕組みの検討が必要。
〇国は地域ごとに社会教育活動の特徴が異なることに留意し、住民自治を育むため、各地域でも自らにとって望ましい地域社会の姿について、住民間で対話する場を持つことが重要。
【第 15 回】
〇首長部局と教育委員会が連携して社会教育行政を推進することの重要性は明らかになりつつあるが、今後は各自治体において、両者の取組を包括的に推進する制度等が必要。
〇地方行政において、社会教育施策単独に多額の予算を投じることは困難な側面もあるが、社会教育は地域コミュニティの基盤を支え、一般行政に属する諸施策に対しても重要な役割を果たすため、共通のテーマの下で他分野と連携を図る工夫を進めるべき。
〇社会教育人材等の地域資源の有効活用のため、国が好事例を発信し横展開を図るべき。

【第 16 回】
〇従来は教育分野との関係性が相対的に薄かったものの、他の行政分野とは既に連携の実績がある様々な地域の奉仕団体との協働は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進、PTA や子ども会等の社会教育団体との連携促進等においても有効。
〇小規模自治体においては行政を広域的に推進することが課題であり、社会教育の分野においても、例えば社会教育主事を共同で活用するなどの方策の検討が今後必要。
〇エビデンスとなるデータの収集と、それに基づく予算確保を通じて、社会教育を地域コミュニティの基盤強化のための戦略的取組として位置づけ、推進していくことが求められる。

（社会教育主事）
【第 14 回】
〇任用資格の有無によらず処遇面の取扱が一律の自治体や、社会教育に関する知識や理解が不十分なまま、担当部署に職員を配置している自治体もあるが、社会教育人材のネットワークを構築する上で、社会教育主事にはハブとしての役割が期待されることから、社会教育主事の適切な発令・職員への講習等の受講機会の提供が必要。
〇資格や称号に関わらず、地域の人材の活躍機会をいかに作り出すかについても議論が必要。

【第 17 回】
〇養成課程は資格取得が前提であるように感じたが、社会教育自体を学びたい学生も多い。
〇養成課程の科目選択の自由度が低い。興味・関心のある他学部科目の分野も学べるとよい。
〇大学での学びを活かす実践の場が欲しい。例えば大学で学生対象の企画や公民館講座を企画する機会があるとよい。防災や学校教育など、養成課程の科目以外の学びをホームルーム等で持ち寄り、それらを実際に企画する場があると、視野や活用の幅も広がる。
〇導入的講習の活用、受講資格の見直しは、社会教育人材として地域の中心にいる方たちにとって励みになる提案。受講資格の見直し等について、積極的に提言いただきたい。

（社会教育委員）
【第 14 回】
〇社会教育行政を実質的に首長部局が担う自治体が増えていることも踏まえ、社会教育に関する専門的知見を持つ社会教育委員と、自主的に教育活動や体験活動を行う外部人材が、車の両輪として社会教育行政の推進を担うことが必要。

【第 15 回】
〇委員の活動の硬直化・主体性の喪失等を生じさせず、社会教育士の称号取得者等、意欲のある者が新たに参画し活躍できるよう、一部の委員を公募制とすることが望ましい。
〇自治体において、社会教育主事の発令や委員の積極的な活用に取り組む体制の構築が必要。
〇社会教育主事講習のうち委員の活動に資する学習の促進が、多様な属性の委員の活動を充

実させるために有効。
〇委員の活動内容や、議論の結果実現した政策等が、地域住民に十分認知されるよう、わかりやすい発信が必要。
〇各自治体が委員の役割を理解し、社会教育の理念や地域課題について、対話を重ねながら熟議できる環境を整備することで、委員の機能を戦略的に生かすことが必要。

【第 16 回】
〇社会教育委員は教育委員会に助言するために職務を行うとされているが、地方公共団体全体として、その活躍促進を図ることも必要。

（現行法令の在り方について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第 14 回】
〇現行法令では学校教育と社会教育が明確に区分されているが、多様な子供を支援するための学校のプラットフォーム化、探究学習の推進などの学校の変化に対応し、社会教育が学校教育の支援の基盤として関わることができるような規定の追加等が考えられる。
〇現在の社会教育情勢から乖離した表現の刷新、社会教育士の追加等の改正を行うべき。
〇住民の学習活動を支える役割を担う社会教育主事や社会教育士、社会教育委員や公民館主事などの専門職員の在り方について、法的な位置づけも含めて検討が必要。

【第 15 回】
〇戦後、地域社会の多様化や人々の孤立が進む現在、一人ひとりが当事者として地域コミュニティを作る自由を保障する法律となるべき。
〇公民館に関し、現代的課題に対応し自ら地域に働きかける役割の追加や、企業や NPO との連携を妨げている「もっぱら営利を目的とする事業」の禁止規定の見直しを図るべき。
〇公民館主事の専門性を担保する方策として、社会教育士をはじめ一定の専門性を有する人材を公民館主事として配置することを規定すべき。
【第 16 回】
〇教育委員会の事務については、現代的な課題等に即した内容が明示されるべき。

（新部会の体制について）

生涯学習分科会

〇社会教育の裾野を更に広げるためにも、部会における委員、ゲストスピーカーの多様化や、今まで社会教育の議論に参加していなかった領域からの意見を反映していくことが重要。

（答申に向けた草稿について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第 17 回】

○P.1 の社会教育の定義において、「学びを通じて」と学びだけに言及するのではなく、無自覚な学びや活動が個人や社会のウェルビーイングにつながることを、共生の観点とつなげて書けば、社会教育の中身も充実していく。

○P.1 に第４期教育振興基本計画のコンセプトとして「社会教育は…営みである」とあるが、社会教育も児童生徒を対象とするため「子供、若者、青少年」を明記すべき。

○P.6-7 の「コミュニティ・スクール」が地教行法に基づくのか、今まで論じてきた幅広い概念を指すのか明示すべきであり、ここではより広く捉える書き方にすべき。

○探究活動におけるカリキュラムとの連携に言及すべき。社会教育は学校の基盤でもある。

○P.7 の PTA や子ども会等の団体との連携強化の記載について、大人が児童生徒のために有意義な活動をするという視点だけでなく、児童生徒を主人公とした記述も含めたい。

○「社会教育主事の配置率の低下による専門性の希薄化」について、必ずしもそうではない。

○公民館、図書館や博物館等は「子供・若者の居場所」に加え多世代の居場所としても重要。

○社会教育施設への社会教育士・社会教育主事の配置について書き込めるとよい。

○P.8「子供の体験活動機会の減少」について、何の活動が減少しているのか検討すべき。

○P.8（２）には、現状の課題解決だけでなく、より積極的に「青少年の社会教育活動の活性化を図る意義と必要性」について明記すべき。

○P.11（５）のまとめ部分では、コミュニケーションを通した地域での交流や相互理解による信頼関係づくりに言及すべきであるため、「活動に当たって多言語での通訳、翻訳支援に加え、やさしい日本語やデジタル技術や翻訳ツールを活用して、地域交流や相互理解と信頼づくりを図ることが望まれる」としてはどうか。

○P.13（３）「外国人のつながりづくり」は外国人住民との交流や日本語教室活動など具体例を示すと想像しやすい。

（答申に向けたたたき台案について）

社会教育の在り方に関する特別部会

（Ⅰ．現状と課題／Ⅱ．地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方）

【第 18 回】

○「ウェルビーイング」には、誰が聞いても同じイメージができる分かりやすい解説が必要。

○P.7-8「社会教育人材の質的・量的な拡充」に関し、社会教育主事の減少状況を踏まえ、量を増やす見通しや思いがあるのか、これぐらいは欲しいといった議論も必要。

○増加する社会教育士の活躍の場がなくモチベーションが失せていく仕組みにしてはならない。社会教育主事と社会教育士、公民館主事等が上手くつながるための仕掛けが重要。

○社会教育士の称号を公民館主事等の任用条件として定めるだけでなく、在任の公民館主事

等にも社会教育主事講習を積極的に受講してもらうような仕組みが重要。
〇これまで社会教育に関わってきた人々が、本来の社会教育の姿を住民に説明できていたのか、省察が必要であり、今後どのように動いていくかという視点が組み込まれてもよい。
〇P.1の１ポツに少子高齢化、人口減とあるが、外国人労働者の増加にも言及があるとよい。
〇P.1の３ポツ・P.2後ろから２ポツの「軋轢」という表現は適切か再考すべき。外国人コミュニティと地域の分断は課題であるが、分断をなくしつなげていく記述の方が適切。
〇P.2後ろから２ポツ目「多言語対応」は「やさしい日本語を含む多言語」とする方が適切。
〇社会教育について一定の理解のある者が社会教育士と名乗ることで、共通の指導者として認識されるよう、必要とされる仕組みや価値が感じられる仕組みを整備してほしい。
〇人口減少が軽視されている。対応策として人材育成・RMO・関係人口をつなぐ視点が重要。
〇人口減少の中、高いウェルビーイングの持続に社会教育が必要との文脈を強化すべき。
〇P.1の５ポツにて、子供のコミュニケーション能力等が育まれにくい環境となっていると断定することについては疑問。
〇P.3の２ポツは、核家族化と育成の関係など、特定の家庭を劣位に置くようなメタメッセージにつながりかねないため再検討すべき。
〇P.5の２ポツでは、生涯学習と社会教育の関係性について分かりやすく記すとよい。
〇P.4の５ポツ「単高齢者向けの趣味的な学習機会の提供」は高齢者に限らず多世代の問題。
〇P.6 の２,３ポツのウェルビーイングの実現に関して、他者に目を向け配慮したりされたりという互恵的な関係を育むなど、ウェルビーイングの在り方の記述を補強するとよい。
〇P.7の共生社会に関して、ジェンダー平等も含め共生社会における平等や人権保障に言及するとよい。
〇P.9の１ポツについて、施設に居場所をつくることで若年層の参画が進むのではなく、居場所づくりの取組が広がる中で自然と若年層にも関心が広がる。その居場所が社会教育によって支えられていることを知る機会があるとよい。
〇P.1-3,6において、居場所づくりにおける社会教育の必要性を強調できるとよい。
〇P.5,7の今後の方向性について、制度よりも実態として社会教育的といえる町や地域となるよう、社会教育行政を推進すべき」というストーリーを書き込んだ方が読みやすい。
〇P.15について、博物館も地域コミュニティの基盤を支える上で重要なため、追記すべき。
〇社会教育による社会の担い手（つくり手）育成という方向性を全面的に打ち出せるとよい。
〇団体主義・施設主義を基本としてきた社会教育が、人を中心とした形で捉え返され始めているという意識を持ちながら全体のトーンも整えると、課題がより明確になる。
〇人口減少の中、地域社会において人間関係をしっかりつなぎ合わせ、命を守るセーフティネットを機能させていくために、社会教育の働きが重要であることに言及すべき。

（Ⅲ．社会教育の推進に向けた施策）
【第18回】
〇P.18の最後のポツ「社会教育士の養成課程」は、「社会教育主事・社会教育士の養成課程」とした方が現状に近い。

○P.18 の高等教育機関に関し、大学における社会教育専門教員の減少が懸念される中、社会教育を専門的に学べる環境や社会教育人材を養成する体制を担保していくことが重要。
○P.19 の民間企業との連携について、単に地域課題解決の担い手拡大だけでなく、働く世代や若者に対し社会教育の入り口を広げるという観点から、その意義について記載すべき。
○健常者が障害者スポーツに挑戦する取組や、公民館で実施することで地域展開が可能な取組について、障害者との共生社会の構築に役に立つものとして言及すべき。
○公民館等の首長部局への移管により、社会教育に対する認識が弱くなる懸念があるため、首長部局全体の社会教育への認識を高める仕掛けや、逆に首長部局からの働きかけが必要。
○P.14 の公民館について、組織としての公民館の在り方に関する記述を強めるべき。
○P.20 の首長部局との連携について、文化・スポーツとの連携を見据えた首長部局と教育委員会との協議の在り方についての議論があってもよい。
○社会教育施設の首長部局への移管が消極的に述べられており、公民館機能を実質的に担う RMO の位置づけが弱くなっているが、RMO はいわば社会教育の直系組織として重要。
○今回の社会教育法改正に伴い、人材政策の横割化を意識しているというメッセージが必要。
○P.17 の社会教育と連携してきた施設・団体等では、学校をより強調した項立てが必要。
○地域学校協働活動に比べ、コミュニティ・スクールそのものについては記載が少ないので、保護者や地域住民の当事者意識を高める観点から、少し膨らませて書くとよい。
○P.18「社会教育士が連携の窓口となり」は唐突であり社会教育士の意味するところが曖昧。
○社会教育士・社会教育主事の役割、首長部局との関連を踏まえ配置促進を強く打ち出す。
○P.14 に、公民館に関して「住民にとって敷居が低くフラットな場」とあるが、「かつて当然にそのような場であったが、今はそうでない」と捉えるべきか、「今までなかった機能としてこれからの公民館に付加する」という期待として捉えるべきか、分かりづらい。
○P.15 の公民館の運営体制の充実について、営利事業の項目は様々な面で障壁となっている。通達もあったが、より分かりやすく理解できるガイドライン的なものがあるとよい。
○P.15 の４ポツで複合化への言及があるが、過去の議論では複合化の対象として学校も想定されていたところ、現在は廃校になった施設も多く、そういった状況も伝わるとよい。
○公民館の運営に関して、現在は約３分の２が使用料を徴収するシステムに変わっているのではないか。無料のところとそうではないところとの公平性についてある程度整理すべき。
○P.17 の PTA、子ども会、コミュニティ・スクール等の記載について、子供を真ん中に置きながらそれぞれの団体が連携し、融合体のようなものが生まれるとよい。
○P.19 の５ポツについて、NPO に委託して事業を実施するにあたり、人件費の整理等に関して市町村が判断せず、一定のガイドライン等を示すことで、NPO との関係性が円滑になる。
○P.20 に関し、時代が変化し多様な組織体が生まれ、対立構造から地域の分断が生じる中、地域団体の組織体として RMO を活用しつつ公民館が事務局として機能する仕組みが必要。
○P.20「首長部局」１ポツについて、首長部局は外国人の社会教育の重要な担い手であり、「防災、福祉、地域づくり等」に国際分野を加えると、首長部局とつながりやすくなる。
○P.20 の「地域運営組織（RMO）、社会福祉法人等」ついて、外国人の社会教育にあたり、どことつながるべきか不明確なため、国際交流協会や地域国際化協会を本項目に含めたい。

〇P.20 の２ポツ「福祉分野においても～」は地域づくりに関する記述であるが、福祉分野においては「地域包括ケア等を通じた誰一人取り残さない健康増進」という説明の方が適切。
〇P.11 について、社会教育士の役割への言及が必要。記述する場合は、前段の人づくり・つながりづくり・地域づくりという社会教育自体の役割と関連させるとよい。
〇P.18 の２ポツ「家庭の教育機能が低下する＝体験格差が生じる」は、習い事や学習塾による多忙化の問題に拍車をかける懸念があるため、記載を再検討すべき。
〇社会教育士について、人材部会の議論等を引用しつつ期待される役割に言及すべき。
〇学区単位の様々な組織が、学校の統廃合を含め、大きな再編期にあることを踏まえて議論すべき。こども基本法を踏まえ、子供が社会を担い、作っていくということに言及すべき。
〇P.22 について、国は大学の研究機能と連携しながら社会教育を振興すべき。国の所管機関として社会教育に関する研究機能を高め、住民の様々な活動に還元できるとよい。
〇P.14 の５ポツについて、公民館が現状、子供にとって行きたいと思える場所でないのは、バイアスや古い価値観の押しつけによる可能性もあり、若者や女性の流出・人口減少にもつながっているため、同時に一掃されるべき。
〇P.19 の NPO に関する記載について、「NPO は…」とすると、法人格だけでなく、ボランティア団体等も含まれうるため、もう少し説明を増やすべき。
〇P.19 について、NPO はウェルビーイングの３つのヘルスのうちソーシャルヘルスに重要であるということも書き込むとよい。
〇NPO 等と行政の協働のため、協定を結び人件費・運営費を位置づけながら、その積算を確実に入れておくことが重要。これをフルコストとするかなどは地域により異なるため、ローカルコンパクトの考え方も含めて書き込めるとよい。
〇P.19「～CSR 活動にとどまらず」について、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる取組として CSV（Creating Shared Value）とすると、企業にとってもよい。

（審議経過報告案について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第 19 回　※第 137 回生涯学習分科会と合同】

〇P.31 の４ポツ・（３）では、地域おこし協力隊や集落支援員も重要な担い手として位置付けるべき。また、課題解決ばかりでなく楽しさや価値創出の観点も盛り込むとよい。
〇P.14 の社会教育委員は伴走的な役割を担う人材ネットワークの最小単位と整理できる。
〇P.29-31 に記載のある RMO は、人材育成と地域課題への対応を担う社会教育主体そのものであるという視点も、位置付ける必要がある。
〇社会教育と地域づくり施策を結び付ける文科省・総務省の連名通知を踏まえるべき。
〇RMO では教育部会の設置等、人材育成を重視する実践もあり、こうした事例や社会教育との関係性をより具体的に示すことも考えられる。
〇社会教育士制度に対する RMO の担い手の認知は不十分。両者を結び付ける情報発信や受

講支援を進めるべき。
○地域連携担当教職員にも社会教育士の称号取得を促すべき。地域と学校の連携が一層求められる中、管理職や教職員が社会教育について学ぶことの重要性を記載するとよい。
○P.28 の４ポツの地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動の要となる存在であり、裾野を広げる観点からも、こうした人材が社会教育士の称号取得につながるよう、教育委員会が主体的に働きかけるという表現もあるとよい。
○P.11 の１ポツにある若者の居場所づくりや社会参画は、こども家庭庁の若者の居場所に関する検討とも関係が深い。このような取組との連携も意識した記述があるとよい。
○青年団体は、地域活動や若者の参画を支える重要な存在である。日本青年館や YMCA などの取組も踏まえながら、若者団体との関係についても位置付けていくべき。
○社会教育は地域コミュニティの基盤形成に重要な役割を果たす一方、社会教育が全ての中心となって地域の様々な課題を解消することは現実的でない。防災、福祉、子育て、まちづくり等、各分野の主体と連携した取組を進める視点をより強く打ち出すとよい。
○P.12 に関して、社会教育士の増員のためには、取得のメリットや付加価値がまだ希薄である。活躍の場の拡大に加え、取得への動機づけについても検討していく必要がある。
○P.31「今後社会教育との連携が期待される施設・団体等」に関して、労働組合も各地域で労働教育などを通じて社会教育と関わっている。社会教育の推進主体の一つとして、労働組合についても連携が期待される団体として位置付けていただきたい。
○社会教育で活用できる人材として、すでに各地域で活躍している子ども会ジュニア・リーダー、ユース・リーダーについて記載してはどうか。
○P.18 の養成課程の見直しについて、社会教育士を有する教員の効果を「総合的な学習・探究の時間」に限定せず、「社会に開かれた教育課程」の実現の観点から整理すべき。
○社会教育士を取得した教員が、学校現場でその学びを十分活かせていない。地域連携担当職員やコミュニティ・スクール担当など、学びを活かせる場につなげることが重要。
○P.13 の１ポツ「社会教育的手法」は、コーディネートやファシリテーション等、何を指すのか分かるようにすべき。
○P.22 について、首長部局へ移管後に公民館でなくなった施設が、実際は社会教育の機能を果たしている場合も多く、このような施設と社会教育との関係に関して整理が必要。
○P.29-31 の RMO と公民館は、本来の成り立ちや役割に多くの共通点がある。住民自治や地域づくりの観点から、両者が融合・連携していく方向性をより明確に示すとよい。
○P.8 の２ポツ、外国人の地域における参画について、外国人労働者だけでなく、帯同家族や中長期の定住外国人の増加も踏まえる必要がある。地域とのつながりづくりや相互理解の場を充実させることの重要性をより明確に記述してはどうか。
○「様々な活動に参画～」以降について、「参画」を積極的な参画という意味で、海外につながる若者や社会人が社会教育人材として活躍できる仕組みづくりを検討してほしい。
○P.4（３）の２ポツ「住民一人ひとりの認識や態度」のみを課題の要因とせずに、時間的余裕の不足などの環境要因にも目を向け、社会教育の持つ環境整備の役割に言及したい。
○P.26④「博物館」の最後に、「また、博物館法の改正を契機に、首長部局への移管が進む

事例がある一方で、教育委員会との関係が弱まって、社会教育施設としての役割が後退することのないよう、留意していく必要がある。」と記述してはどうか。

○P.28「地域学校協働活動推進員の充実した活動が～必要な支援を行う」とあるが、国だけでなく地方自治体における予算確保についても具体的な記述があった方がよい。

○P.6 冒頭では、活動への参画による充足感や有用感に加え、自分の知識や技術、経験を生かせることも参加の重要な動機であり、自己実現やスキル活用の観点を加えるべき。

○P.24 ②３ポツについて、AI を適切に活用できる人材を育むためにも、豊かな体験を通じて人と関わる力、自ら考え判断する力など、これまで青少年教育施設が重視してきた教育方針や事業の在り方は、今後ますます重要になる。

○P.34,35 の国と自治体の関係について、地域おこし協力隊など社会教育と関係の深い人材を、引き続き支援すべき。また、自治体もそうした人材の受入れ環境を整備すべき。

○P.31 の首長部局との連携に関して、地域における重要な学習テーマであり、社会教育との関係も深い地球環境や環境学習についても言及するとよい。

○課題解決の先にどのような社会を目指すのかという視点で、社会教育を通じて人々が居場所や役割を持ち、新たな価値を創造しながら公共社会を形成していく姿も示すべき。

第 144 回総会

○こども家庭庁や内閣府を含め、様々な省庁の視点を含めることが望ましい。

○社会教育士が能力を高め地域で機能するための養成課程の改善についても議論すべき。

○国レベルで他省庁との連携ができなければ、自治体レベルでは縦割り行政を改善できない。学校安全の分野などにおいて、こども家庭庁との連携を進めるべき。

○例えば社会教育士の称号取得後は発展型の講習を行うなど、プロフェッショナルをいかに育成していくか、育成体系やビジョンを国が示すべき。

○社会教育主事講習における学び自体のコーディネート、ファシリテート、マネジメントに投資し、社会教育主事講習こそが学びのモデルとなるよう、質の向上が必要。

○長年の習慣や年功序列的な考え方、特定住民への依存等が、新しい人の参加を妨げている地域もある。地域コミュニティのセクターにおいても、年齢や性別、職業、居住歴等によらず新しい人が入り、意見を言い、意思決定にも参画できる環境づくりが重要。そのため、今後の社会教育人材には、地域の中の様々な人、住民の善意や責任感によって長年支えられてきた活動をつなぐ、コーディネーターとしての能力も求められる。

○担い手不足から、有償化すべき社会教育活動もある。総務省の集落支援員制度等の活用を検討する一方、従来の自発的な文化や相互扶助の精神を損なわないよう留意すべき。